

中京大学内部質保証方針

中京大学は、教育、研究を始めとする大学の諸活動が、社会から求められる適切な水準にあることを自らの責任において保証するため、内部質保証方針を定める。

1. 基本的な考え方

1. 建学の精神及び理念・目的の実現に向けて、教育、研究、学生支援、社会連携・社会貢献等の活動について、自ら点検、評価を行い、その結果を踏まえ、質の向上に向けた改善、改革に恒常的、継続的に取り組む。
2. 全学で実施する活動、学部・研究科等で実施する活動、教職員個人で実施する活動において、PDCA（計画、実施、評価、改善）サイクルを適切かつ有効に機能させる。
3. IRデータ等の客観的な根拠に基づく自己点検・評価を行う。
4. 外部評価により、教育研究活動及び管理運営の質的向上に取り組む。
5. 自己点検・評価結果及び改善等の状況について、社会に広く公表し、説明責任を果たす。

2. 組織体制と役割

学長は全学に対する内部質保証の最終責任者である。学長の下に内部質保証推進に責任を負う組織として中京大学内部質保証会議を置き、中京大学学長会議、教学審議会並びにIR運営会議とともに教育、研究等の質を保証していく。それぞれの主な役割を以下に示す。

(1) 中京大学内部質保証会議（質保証会議）

学長が議長となり、自己点検・評価を含め内部質保証を具体的に推進する。下部組織として、副学長、学長補佐、局長を部会長とする専門部会を置き、担当分野について個別に検討する。

(2) 中京大学学長会議（学長会議）

学長が議長となり、教育研究の発展と厚生補導の向上を目的に重要事項を審議する。教学審議会、教授会または研究科委員会及び全学委員会等を通じて、学長会議の審議結果の具現化を推進する。内部質保証に関する重要事項について、質保証会議からの報告を受け、審議・承認する。

(3) 教学審議会

学長が議長となり、学長会議の審議結果を受け、学則その他の規程の制定改廃、学部・研究科等の設置改廃、収容定員等について審議、承認する。

(4) IR運営会議

学内外の様々な情報を収集、分析し、学長会議、質保証会議等に提供することで、内部質保証の推進を支援する。

3. 実施の手続き

(1) 全学で実施する活動

- ・質保証会議は、内部質保証の方針、計画、施策等について検討するとともに、全学委員会及び学部・研究科等の自己点検・評価活動を推進し、その結果を踏まえて助言、指導、改善指示を行う。また、内部質保証システム自体について自己点検・評価を行い、その結果を学長会議に報告する。専門部会では、毎年度、自己点検・評価報告書を作成する。さらに、内部質保証体制の妥当性を担保し、教育研究活動及び管理運営の質的向上に取り組むために、定期的に外部評価を受審する。加えて、教職員に対する全学的なスタッフ・ディベロップメント（SD）、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の研修機会を設け、教職員の資質、能力等の向上に努める。
- ・学長会議は、内部質保証システム及びIRシステム自体の有効性について審議し、必要に応じて助言、指導、改善指示を行う。
- ・教学審議会は、学長会議の審議結果を受け、内部質保証の推進に当たって、各学部・研究科等における教育研究上の目的、3つの方針（DP、CP、AP）、カリキュラムの変更等が必要になった場合に、それに伴う学則その他の規程の制定改廃について審議、承認する。
- ・全学委員会は、担当分野について全学的な実施計画を立て、実施状況及び結果を毎年度、質保証会議に報告する。
- ・IR運営会議は、必要な組織に、必要な内容、形式とタイミングで情報が提供され、実効性を上げているかを自己点検・評価し、毎年度、質保証会議に報告する。

(2) 学部・研究科等で実施する活動

- ・学部、研究科等に自己点検・評価のための委員会を設置する。
- ・教育研究上の目的及び3つの方針（DP、CP、AP）の適切性について検証し、その結果を毎年度、質保証会議に報告する。
- ・質保証会議及び自ら設定する教育研究上の課題について、実施計画を立て、実施状況及び結果を毎年度、質保証会議に報告する。
- ・各学部、研究科等の特色を踏まえたSD、FDの研修を実施する。

(3) 教職員個人で実施する活動

- ・教職員は、内部質保証の担い手として積極的な活動が求められることから、各自、自覚と責任をもって改善活動に取り組む。